

事業計画書

はじめに

公益財団法人として、市民福祉の向上に寄与するという事業団の目的を果たすために、引き続き社会福祉事業（公益目的事業）と介護事業（収益事業）を円滑に行っていく。

このことは、事業団の事業活動が広く市民の利益増進に寄与するという公益財団法人の社会的な役割を果たすことにつながる事となる。

平成27年度も「社会福祉事業」として、社会福祉施設の管理運営等の施設貸与事業及び社会福祉に関する各種講座や教室、相談支援等を実施し、「介護事業」として、在宅で暮らす要介護高齢者や障がい者及びその家族の支援を行っていく。

それぞれの事業を円滑に行うことで、法人の安定した経営を実現し、社会への継続的な貢献を図って行く。

[事業の構成]

○社会福祉事業（公益目的事業）

1. 施設貸与事業

（老人福祉センター・老人憩いの家、児童厚生施設、へき地保育所、いわきサン・アビリティーズ、いわき市健康・福祉プラザ）

2. いきいきデイクラブ事業

3. ファミリー・サポート・センター事業

4. いわき・ふれあい・ふくし塾運営事業

5. 障害者相談支援事業

6. 転倒骨折予防事業

7. 温泉療法事業

8. いきいき健康教室事業

○介護事業（収益事業）

1. 指定通所介護事業
2. 指定居宅介護支援事業
3. 障害者生活介護事業

I 【社会福祉事業（公益目的事業）】

基本方針

平成 27 年度においても、いわき市の公共施設の指定管理者として、平成 26 年度に引き続き施設貸与事業である、老人福祉センター、児童館・児童センター、へき地保育所、いわきサン・アビリティーズ、健康・福祉プラザの管理運営を行っていく。

各施設の管理運営については、施設の利用状況や利用者の意見・要望を聞き、施設運営に反映させることに努めるとともに、いわき市と連携しながら維持管理にも注力し、市民が常に安全で快適な施設利用をできるように努める。

なお、児童館・児童センターの 3 施設については、平成 27 年度で 2 年間の指定管理期間が終了することから、次期指定管理者の募集にむけて申請の準備を行うこととなるが、植田児童館の後継施設については、児童館の機能を有するものの、施設の規模・機能が変ることから、その指定管理業務の仕様等をよく検討し、指定管理者の指定に向けた準備作業を進める。

また、いわき市の委託事業であるいきいきデイクラブ事業、ファミリー・サポート・センター事業、いわき・ふれあい・ふくし塾運営事業、障害者相談支援事業、転倒骨折予防教室事業及び、自主事業である温泉療法事業、いきいき健康教室事業についても引き続き行うことによって、これら事業を通じた市民福祉の向上を図っていく。

更に、いずれの事業についても事業団のホームページ等を活用した情報発信を行い、幅広い市民の利用に供することができるように努める。

事業計画

1 施設貸与事業

① 老人福祉センター（平・勿来・内郷・四倉）・老人憩いの家（小名浜）
地域の高齢者の健康の増進、教養の向上を図るため、趣味の活動やレクリエーションを行う場として施設を提供するとともに、各種相談に応じる。
利用者は少しずつ逡減する傾向があることから、高齢者なら誰でも無料で利用できる施設である点を周知するなど新たな高齢者の利用促進に努める。

② 児童厚生施設（小名浜児童センター、植田・内郷の各児童館）

児童館・児童センターは、子どもたちが健全な遊びを通じて楽しく過ごしながら、子どもの健全育成を図る場として施設の運營業務を実施する。

また、地域における子育て支援や児童健全育成の拠点として、幼児教室及び赤ちゃんサロンを開催し、より多くの子どもや親子が施設を利用できるように努める。

加えて、利用促進を図るため、施設で行われる事業や行事を企画する際には子どもたちや保護者の興味関心のある事柄を反映させるなど工夫するとともに、市民が児童館を通じて子育て支援や児童の健全育成に携わる機会をつくるためのボランティアの募集や、児童館を利用したことのない親子などへのPRを図るため、各種事業内容や具体的な開催予定等について事業団ホームページに掲載し、周知について関係機関の協力のもと、広報用チラシ等の設置を依頼する。

また、児童厚生施設の機能を活かす事業として、次の事業も実施する。

ア 児童館地域活動推進事業

主に屋外で、子どもたちと様々な遊びを体験することで、子どもの健康増進や情操を豊かにする目的で行う。

- ・巡回児童館事業
- ・自然体験活動事業
- ・子どもボランティア育成支援事業

イ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者が相互に交流できる場所を児童館に開設し、子育て支援員を配置して、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行い、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育成を促進することを目的に実施する。

なお、前年度まで実施してきた児童館ボランティア指導員配置事業については、市と協議のうえ廃止することとなった。

③ へき地保育所（永井保育所・桶売保育所）

へき地において保育を要する幼児に対し、家庭養育の補完的機関として幼児の保育を実施する。

④ いわきサン・アビリティーズ

障がい者の教養の向上及び健康の増進を図るために、趣味や文化活動、スポーツやレクリエーションなどの活動を行う場として利用者が快適に施設を利用できるよう適切な維持管理に努める。

また、障がい者の利用促進と障がい者の活動への理解を深めてもらうために実施してきた障がい者スポーツの各種大会等を引き続き実施する。

更に平成27年度は、2020年の東京パラリンピック開催を控え、ゴールボールなど健常者が取り組みやすいパラリンピックの種目を取り上げ、障がい者と健常者が一緒に体験できる交流会も企画・実施し、障がい者の活動や障がい者スポーツに対する関心を高め、理解を深める機会を増やす。

⑤ いわき市健康・福祉プラザ

ア 温泉利用型健康増進施設（クアハウス）

いわき市の代表的自然資源である温泉を利用しながら楽しく健康づくりができる施設であり、各種浴槽や温水プール、トレーニングルームを完備し、運動を普段の生活に取り入れることにより、生活習慣病の予防を支援するとともに、健康運動指導士・温泉利用指導者などの専門家による健康教室等を低廉な料金で実施し、誰でも手軽に楽しく健康増進が図れるよう手助けをしていく。

なお、適宜施設の不具合箇所の修繕や老朽化した設備の更新等を実施し、安全で衛生的な施設環境を提供することにより、利用者へのサービス及び利便性の向上に努める。

また、前年度に引き続き、市内の企業に対してダイレクトメールの発送や訪問活動等を実施し、法人券（法人年間契約）の販売を強化し、利用者の拡大及び収入増に努める。

さらに、将来においても安定した経営が図れるよう、より一層の合理化のため、フロントの効率的な人員配置等について、次年度実施に向けた検討・準備をする。

イ 宿泊研修施設

低廉な料金で気軽に温泉保養が楽しめる施設として、今まで以上に工夫を凝らしたサービスに徹するとともに、レストランとの協力体制を強化し、宿泊者に魅力のある食事とサービスの提供を図る。

また、公益目的事業の施設として、市民をはじめ多くの方に保養・休養の場を提供するため、低廉な料金の宿泊パックを前年度同様に通年で実施し、更に健康増進や生活習慣病の予防や改善のための宿泊と運動を組み合わせた新しい宿泊パックを企画し、利用者の拡大に努める。

また、関東方面からの宿泊客が東京電力(株)福島第一原発の事故による風評被害で減少していることから、関東方面の公共施設等へのパンフレット配置の依頼回数を増やすことなどにより関東方面からの利用者増につなげる。

いわき市から受託している研修施設については、地域社会の健全な発展のために各種団体などに会議や研修の場として提供していく。また同じく受託施設の浴室付大広間については、手軽に温泉を楽しめる施設として、より多く市民の方が利用できるよう適切な施設管理に努める。

2 いきいきデイクラブ事業

老人福祉センター及び老人憩いの家等を会場にして、高齢者の社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び要支援・要介護状態になることの予防を図ることを目的に講座等を実施する。

- (1)運動機能の維持・向上に資する運動
- (2)趣味・創作活動等の自主的な活動の育成・支援
- (3)介護予防に関する知識の普及・啓発

高齢者の参加が継続するよう実施する講座の内容などについては、適宜参加者の意見も聞きながら実施するとともに、新たな参加者が増えるよう紹介等をはたらきかけるなどPRにも努める。

3 ファミリー・サポート・センター事業

育児の援助を受けたい人で行いたい人を会員として登録、組織化して、育児の相互援助活動が行われることで、子育て中の市民が仕事と育児を両立し、安心して働くことができる保育環境をつくることを目的として実施する。

- (1)会員の募集、登録
- (2)相互援助活動の調整
- (3)相互援助活動に必要な知識習得のための研修会の企画・開催

(4)会員相互の親睦を図るための交流会の企画・開催

平成 27 年度から、子育て支援に関心・意欲のある方が登録研修会に、より参加しやすくするために研修会の実施時間帯や回数を変更し、子育て支援を担う協力会員の増員を図り、相互援助活動が円滑に行われるように努める。

4 いわき・ふれあい・ふくし塾運営事業

多くの市民が福祉の問題に関心を持ち、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりに参加することを目的として実施する。

(1)地域福祉やボランティアに関する啓発講座の企画・開催

(2)福祉施設等でのボランティア体験活動の企画・開催

(3)講義内容を周知するための講演記録の編集

平成 27 年度は、ボランティア活動の実践者による事例発表やグループワークなど参加型の講義を中心に組み立て、受講生の自発的な活動につながるようなカリキュラムの実施に努める。

5 障害者相談支援事業

地域における障がい者やその家族からの各種相談に応じ、在宅の障がい者の自立した日常生活や社会生活を支援することを目的に、いわき市障害者生活介護センターにおいて実施する。

障がい者が抱える問題に応じて、必要な障がい福祉サービスを紹介、利用できるよう相談、助言を行うとともに、申請の代行などを行う。

また、計画相談については、障がい福祉サービスを必要とする障がい者に対して訪問面接による評価を行い、本人の意向を踏まえたサービス利用計画を作成し、障がい者の障害福祉サービス利用につなげていく。

6 転倒骨折予防教室事業

要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者を対象としてその予防を図るために、通所型により高齢者の運動機能の向上を目指した運動プログラムを実施する。健康・福祉プラザを会場に、毎週 1 回、計 12 回の受講からなる教室を実施する。

教室終了後も持続的な効果が図れるよう、高齢者が自宅で継続して運動できるようなメニューの指導に努める。

7 温泉療法事業

健康・福祉プラザは、高血圧症や糖尿病などの慢性的な病気の症状の緩和や血栓疾患や脳血管障害の後遺障害等のリハビリなど、様々な効果があるとされる温泉療法が実施できる全国でも数少ない温泉利用型健康増進施設であることから、温泉療法医と連携して温泉療法を実施するとともに、温泉療法の実施内容の周知に努める。

8 いきいき健康教室事業

健康・福祉プラザの温泉利用型健康増進施設（クアハウス）のプールなどを活用し、市民の健康増進に寄与するため、当館トレーナーが講師となって運動教室を実施する。高齢者をはじめ主婦層や勤労者等、幅広い世代を対象に、それぞれ利用しやすい時間帯で教室を開設する。

平成 27 年度は、従来の 3 コースの教室に加え、更に 2 コースを増設し、利用者増を図る。

II 【介護事業（収益事業）】

基本方針

平成 27 年度も前年度と同様に、いわき市健康・福祉プラザにおいて、指定通所介護事業及び指定居宅介護支援事業を実施し、いわき市障害者生活介護センターにおいて障害者生活介護事業を実施する。

いずれの事業においても、在宅で暮らす要介護者の自立的な生活を支援することで、市民福祉の向上に寄与するという事業団の目的を果たしていく。

これら介護事業は、事業団の収益事業として、事業団全体が安定した運営を行う上で財務面での重要な役割を担うことから、各種研修等に積極的に参加し、職員全体のスキルを向上させ、利用者一人ひとりのニーズに的確に対応し、関係機関との連携を密にすることにより一層の利用促進を図り、事業運営の効率化及び安定的な収益の確保に努める。

事業計画

1 指定通所介護事業所（老人デイサービス事業）

通所介護事業所では、利用者が可能な限り、在宅においてその能力に応じ自立して生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行い、利用者それぞれの要望、目的にあったサービスを提供し、利用者やその家族に満足していただけるような事業を実施する。

また、地域の関係機関、介護支援専門員との連携を図り、新規利用者の受け入れ、現利用者の利用回数の増加を積極的に働きかけるとともに、レクリエーション活動や季節の行事等を充実させ、魅力ある施設をめざし、利用者の増員に努める。

なお、平成27年度は、介護報酬制度の改正を念頭に置きながら効率的な人員配置を行うとともに、積極的に研修等に参加し職員一人一人のサービスの質及び意識の向上を図り、更に温泉入浴ができることなど事業所の特色をPRし、利用者の増員及び収入確保に努める。

2 指定居宅介護支援事業所（ケアプラン作成等）

居宅介護支援事業所では、介護を必要とする方の相談を受け付け、その方の抱える問題点や改善点について把握し、関係機関、サービス提供事業者と連携し、適切な解決策の提案とそれに基づいたケアプランを作成する。

また、行政やサービス提供者との連絡調整を行い、ケアプランが有効に実施されるよう管理する。

平成27年度においては、体制の強化に努め、地域の包括支援センターや関係機関との連携を密にし、新規利用者の受け入れを積極的に行い、利用者の増員を図る。

3 障害者生活介護事業（障害者生活介護センター）

在宅で暮らす障がい者に対する日帰り介護サービスを提供するとともに家族の介護負担軽減を図り、障がい者の地域生活を支援する。

若年障がい者の機能訓練意識が高いことから、今後も、主治医・理学療法士等との情報の共有を図り、リハビリテーションを実施する。

平成27年度は、効率的な人員配置のもと更なる利用者増を目指すとともに、各障害の特性に応じた介助方法や精神的援助等の研修に積極的に参加し、職員全体のスキルアップを図り、全ての利用者の方に良質なサービスを提供し、利用者やその家族の方に満足していただけるように努める。

Ⅲ【管理部門（法人会計）】

1 業務執行体制等

平成 26 年度は、公益財団法人としての最初の事業年度の決算を迎えたが、新たな報告様式の定期報告書を専門家の指示・助言を得ながら作成し、行政庁に提出、行政庁からの指摘事項も無く完了することができた。

しかしながら、新しい法律や仕組みを踏まえた手続きの中で、公益認定に関する諸条件を確認しながらの事務は、思いのほか時間と労力を費やしたことから、平成 27 年度は、これらの反省を踏まえ、公益法人関連三法や定款のルールを遵守しながら、円滑な決算事務に努める。

また、決算事務以外の管理事務に関しても、関係法令等を遵守するとともに、引き続き公益財団法人としてコンプライアンス重視の組織づくりを進めるため、職員への啓発に努める。

2 情報開示

公益財団法人としての公益性、透明性の確保のためには、情報開示は不可欠であることから、事業計画や事業報告、決算に関する財務諸表、運営する事業の内容などについては、引き続きインターネットなどを通じて適宜、情報を公開する。